

## 入札公告補足資料

この資料は、町が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、入札公告に記載した内容を補うものとする。

### （入札の基本的事項）

入札参加者は、特記仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、特記仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

### （入札の辞退）

入札を辞退する場合は、電子入札システムにより申請を提出する。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### （公正な入札の確保）

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### （入札）

入札書の入札金額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 4 条第 2 項第 3 号に規定する地方消費税（以下「消費税及び地方消費税」という。）相当額を除く金額を記載しなければならない。なお、落札金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者にかどうかの別に関わらず、当該入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって決定するものとする。

入札は電子入札システムにより提出する。

ただし、町長がやむを得ないと認めたときは、吉田町競争契約入札心得様式第 2 号により入札書を作成し、封印のうえ、表面に入札番号及び「何々入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号又は名称を記載して入札書受付期間中に提出することができるものとする。

### （入札の中止等）

入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取止めることができる。

開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取止めることができる。

### （入札の無効）

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札の参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (3) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

また、吉田町競争契約入札心得様式第2号により入札した場合は次の各号のいずれかに該当する入札も無効とする。

- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について2人以上の代理をした者の入札

(再度入札)

開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは再度の入札を行う。ただし、前項の規定に該当する入札をした者は、再度入札に参加することができないものとする。

(同価格の入札者が2人以上いる場合の落札者の決定)

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによるくじ引きにおいて落札者を決定する。

(契約の締結)

落札者は、落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内に、吉田町競争契約入札心得様式第4号により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

なお、落札者が期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(契約の確定)

契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が5,000万円以上の工事又は製造の請負に関する契約及び予定価格が1,500万円以上の動産の買入れに関する契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年吉田町条例第5号)の定めるところにより、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(契約保証金)

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 町長が確実と認める社債
- (5) 銀行その他町長が確実と認める金融機関の保証
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

前項に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額、同項第5号及び第6号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。

(履行保証保険証券等の提出)

落札者は、契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

(異議の申立)

入札をした者は、入札後、この資料、特記仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

この資料は、随意契約についても準用する。